

消費者トラブル注意情報～令和5年10月版～

県内の消費生活相談窓口において、最近相談が増加している商品・サービス*をご紹介します。
あなたや身近な方が消費者被害やトラブルに遭わないよう、ご注意ください！

商品・サービス	相談内容の例	助言
頭髮用化粧品 育毛剤等の定期購入に係るトラブル等	ネットの広告をみて、初回の代金が割引となっている育毛剤を一回限りのお試しのつもりで購入した。しかし定期購入になっており、2回目を断るため電話したが、混み合っていてつながらず、2回目の商品が届いてしまった。	販売業者に解約の連絡をしてもつながらない場合、連絡した証拠(電話や電子メール等の記録)を残しておきましょう。 解約できる期間を過ぎてから販売業者に連絡がついた場合は、解約できる期間内に連絡した証拠を提示しながら、解約交渉をしましょう。
金融コンサルティング FX投資に係るトラブル等	ネットの広告をきっかけに電話勧誘でFX投資プログラムの勧誘を受け、消費者金融で50万円借りて支払った。しかし、まったくもうからず、借金を返すことができない。	特定商取引法の電話勧誘販売に該当する場合は、適正な契約書面を受け取った日を含む8日間以内であればクーリング・オフが可能です。速やかに、クーリング・オフする旨を事業者に伝えましょう。 なお、借金をしてまで投資等のためにお金を支払うことはやめましょう。
メイクアップ化粧品 ファンデーション等の定期購入に係るトラブル等	「定期しばりなし」と書いてあった広告を見て格安のファンデーションを注文したが、商品が届いて、定期購入だと気づいた。電話をしたが、解約できない。	販売サイトに、「定期購入」である旨、金額、契約期間などの販売条件が表示されていなかったり、申し込みの最終段階の画面上において、定期購入契約の主な内容の全てが表示されていなかったりしたときは、契約の取り消しができる場合があります。表示が無かったため申し込み前に販売条件等を確認できなかったことを理由に解約交渉をしましょう。

※「最近、相談が増加している商品・サービス」について

商品・役務ごとに、以下の(1)の期間に寄せられた相談が5件未満だったものを除き、(1),(2)を比較(引き算)して、(1)(最近の期間における割合)が大きい上位項目を算出しています。

(1)最近の期間(調査日の約2週間前を最終日とした過去30日間)における割合

(2)過去の期間((1)以前の180日間)における割合

■相談窓口

○広島県消費者啓発サイト「[よくある相談事例](#)」⇒



○電話相談:(消費者ホットライン(局番なしの電話番号188))^{イヤ}*最寄りの相談窓口につながります。

広島県生活センター(消費生活相談)は、082-223-6111(受付時間/月～金曜日 9:00～17:00)

○電子メール相談:県サイト [電子メール受付](#) ⇒



○お役立ち情報:X(旧 Twitter)



・「見守りねっと」メルマガ



■イベント情報

○「消費者のつどい 2023」(令和5年11月15日(水) 13:30～16:00)

→詳しくは、[広島県消費生活課ホームページ](#)へ



広島県消費者啓発キャラクター
ナッキー&ネイリー
～Stop the 泣き寝入り～